

さぬき市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

さぬき市犬の避妊・去勢手術補助金交付要綱(平成19年さぬき市告示第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、犬及び猫の不必要な繁殖を防止し、殺処分の減少並びに近隣に対する危害及び迷惑の防止を図るとともに、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、飼い犬又は飼い猫に不妊手術又は去勢手術(以下「不妊・去勢手術」という。)を実施する者に対し、予算の範囲内において当該不妊・去勢手術に要する費用(以下「犬猫不妊・去勢手術費」という。)の一部を補助することについて、さぬき市補助金等交付規則(平成25年さぬき市規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 犬猫不妊・去勢手術費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者で、かつ、市内において犬(狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条の規定による登録及び第4条に規定する補助金の申請及び実績報告をする日以前1年以内に同法第5条の狂犬病の予防注射を受けている犬に限る。)又は猫を飼養していること。
- (2) 獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定による診療施設の開設の届出を行い、香川県内で開業する動物病院において、不妊・去勢手術を受けていること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者及びその者と同一世帯に属する者が、市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者が、営利を目的として飼養する犬又は猫については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、不妊・去勢手術を実施した犬又は猫1頭につき、3,000円とする。ただし、犬猫不妊・去勢手術費の額が3,000円を下回る場合は、当該手術費の額とする。

2 補助金の交付は、同一年度において1世帯につき、犬又は猫の種別を問わず2頭までとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請及び規則第10条の規定による実績報

告は、これらの規定にかかわらず、犬猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）により行うものとする。この場合において、規則第4条第1項第1号及び第2号並びに第10条第1号及び第2号に掲げる書類の提出は、省略させるものとする。

2 規則第4条第1項第3号及び第10条第3号に規定する書類には、補助金の交付の対象となる犬猫不妊・去勢手術費を支払ったことを証する領収書（当該手術を実施した日（次項において「補助対象手術日」という。）が記載されているものに限る。）の写しを含むものとする。

3 第1項の規定による申請及び実績報告は、補助対象手術日から起算して90日以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第5条 規則第5条第3項に規定する補助金の交付の決定の通知及び規則第11条に規定する補助金の額の確定の通知は、これらの規定にかかわらず、犬猫不妊・去勢手術費補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、前条の規定により申請及び実績報告のあった書類の内容を審査し、補助金の交付を不相当と認めるときは、補助金の交付の申請をした者に対し、犬猫不妊・去勢手術費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 規則第5条第4項の規定により付する条件は、規則又はこの要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を求めることとする。

（補助金の交付）

第6条 規則第12条第1項に規定する補助金の交付の請求は、同項の規定にかかわらず、犬猫不妊・去勢手術費補助金交付請求書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第7条 補助金の交付手続において、規則第7条から第9条までの規定は、規則第13条の規定により、適用しない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に不妊・去勢手術を実施した犬又は猫について適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に不妊・去勢手術を実施した犬に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

さぬき市長 殿

申請者 住 所
 (フリガナ)
 氏 名 ⑩
 電話番号

犬猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書

次のとおり犬猫不妊・去勢手術を実施したので、補助金を交付されるよう、さぬき市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この書類に記載の事項は事実と相違ありません。

また、補助金の交付対象者であることを確認するため、世帯員の住民基本台帳及び税等関係情報の記録を調査することに同意します。

記

1 補助申請額 円

2 実績報告（手術を実施した犬又は猫）

(1)

種 別	名	性別	種 類	毛 色	生年月日
犬・猫					年 月 日
手術区分	手術実施日		鑑 札 番 号 (犬)	注射済票番号(犬)	
不妊・去勢	年 月 日				

(2)

種 別	名	性別	種 類	毛 色	生年月日
犬・猫					年 月 日
手術区分	手術実施日		鑑 札 番 号 (犬)	注射済票番号(犬)	
不妊・去勢	年 月 日				

3 添付書類 犬又は猫の不妊・去勢手術費を支払ったことを証する領収書の写し（不妊・去勢手術を実施した日が記載されているものに限る。）

第 年 月 日 号

様

さぬき市長



犬猫不妊・去勢手術費補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった犬猫不妊・去勢手術費補助金の交付については、次のとおり決定し、額の確定をしたので、さぬき市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定及び確定額 金 円

2 種別

3 交付条件

さぬき市補助金等交付規則又はさぬき市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を求めます。

第 年 月 日 号

様

さぬき市長



犬猫不妊・去勢手術費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった犬猫不妊・去勢手術費補助金の交付については、次の理由により交付できませんので、さぬき市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

理 由

- あなたの住所は、さぬき市内にありません。
- あなたの犬は、登録を受けておりません。
- あなたの犬は、狂犬病の予防注射を受けておりません。
- その他

()

さぬき市長 殿

犬猫不妊・去勢手術費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定額の通知を受けた犬猫不妊・去勢手術費補助金について、次のとおりさぬき市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

件 名	さぬき市犬猫不妊・去勢手術費補助金		
種 別	犬 ・ 猫		
請 求 金 額	円		
住 所	さぬき市 番地		
フリガナ			
請求者（申請者）氏名	⑩		
振 込 先	金融機関	銀行 金庫 農協 ()	本店 支店 支所 出張所
	預金種別	普通 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

(注) 振込先の預金口座は、請求者（申請者）本人の口座に限る。